

【質問】 L2スイッチの購入

項番	記載頁・部分	記載項目・内容	照会及び質問等	回答	備考
1	仕様書本文第5の2		『納入業者は、1の無償保証期間中、納入機器及び管理者用ソフトウェアに関するセキュリティ上の脆弱性等が判明した場合には、速やかに最高裁判所へ情報を提供し、脆弱性対策を講じること』とありますが、対策に必要な物品やソフトウェアが、製造メーカー等から有償提供だった場合、また対策作業で発生した労務費や旅費等は、無償期間中であっても別途清算させて頂けるのでしょうか。	納入機器及び管理者用ソフトウェアは、ファームウェアを想定しています。また、請負業者が講じる脆弱性対策とは、裁判所の求めに応じて、ファームウェアを提供することを想定しており、ファームウェアの更新作業等は裁判所が実施します。 したがって、労務費や旅費等は発生しない前提ですが、万が一、ファームウェアの提供において、費用が発生した場合は請負業者に負担していただきます。	
2			仕様書を読む限りでは、購入されるL2スイッチの据付作業や、コンフィグファイルの作成等の記載がございませんが、今回の案件では、購入されたL2スイッチを工場出荷時の状態で、お渡しするという認識で宜しかったでしょうか。	御認識のとおりです。	
3	仕様書	第5 保守条件等 2 納入業者は、1の無償保証期間中、納入機器及び管理者用ソフトウェアに関するセキュリティ上の脆弱性等が判明した場合には、速やかに最高裁判所へ情報を提供し、脆弱性対策を講じること。	参考規格で求められた物品を納入する場合「管理者用ソフトウェア」とは何を想定されていますでしょうか？	ファームウェアを想定しております。	